

# 複合用途防火対象物

消防法では、その規制の対象を「防火対象物」と呼び、用途、規模、階数、高さ、収容人員等に従つて、消防用設備等をはじめとするさまざまな規制を行つてのこと、「防火対象物」の「用途」は、その構造形態や使用実態によつて消防法施行令別表第1（以下「別表第1」と呼ぶ）のとおり分類されていることは、すでに述べたとおりである。

すべての建築物は、戸建て住宅のようにこの別表第1に含まれないものを除き、この表のどの用途に該当するか判定され、その用途に応じ、どのような消防用設備等を設置しなければならないか等の規制を受けることになる。

ところが、実際の建築物は、この表のように純粹な用途にきれいに色分けされるもののほうがむしろ少ない。建築物の大部分は事務所の用途（15項）に使われているが、1階には本屋（4項）が、最上階にはレストラン（3項）が営業し

ている、などというように、複数の用途が並存しているほうが普通である。

このため、消防法ではひとつの中の対象物の中に別表第1の(1)項から(15)項までに定める用途が複数含まれているものを「複合用途防火対象物」という概念でとらえ、別表第1のなかに「(16)項」として位置づけている。

この「複合用途防火対象物」という概念は、建築基準法の別表第1にはないものであるが、これは考えてみると当然である。建築基準法別表第1の「用途」は抽象的な意味での「用途」であり、「別表第1（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄の当該各項に掲げる用途に供するも

の」（法第27条第1項第1号）などという記述の仕方になつていて、このような記述になつていれば、「用途」がいくつあっても概念上まったく問題がないし、あるし、りっぱなレストランが入つていて、事務所部分が終了した後もそのレス

うな記述の仕方になつていると考えたほうがよいといえるかも知れない。

ところが、消防法施行令別表第1の「用途」は、防火対象物の分類を示しているので、記述の仕方も、「別表第1(1)項に掲げる防火対象物で、……」（消令第11条第1項第1号）などとなつている。このような記述の仕方では、ある防火対象物が別表第1の何項に該当するかという分類をまず決めないと話がはじまらないが、複数の用途が混在する防火対象物については、その分類はきわめて難しくなつてしまふ。このため、便宜上「複合用途防火対象物」という概念を登場させざるを得なかつたのである。

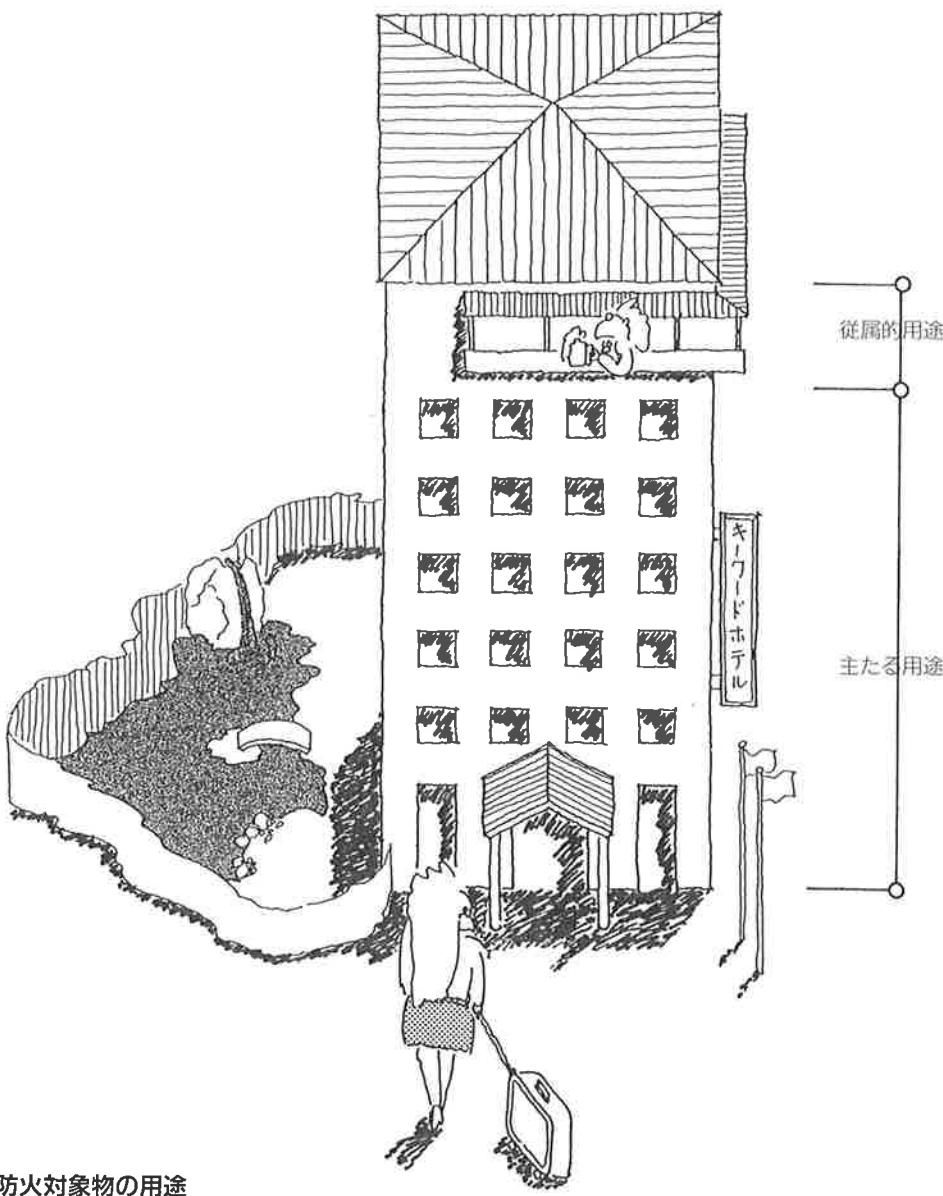
## 【用途】が「複合している」とどう判定するか

実際の建築物を見ると、事務所ビルのなかにある食堂でも、社員食堂の場合もあるし、りっぱなレストランが入つていて、事務所部分が終了した後もそのレス

トランだけが営業している場合もある。常識的に考えれば、前者を「複合用途防火対象物」と呼ぶには抵抗があり、やはりただの事務所ビル（15項）と見るほうが妥当だろう。また、後者の場合でも、当該レストラン部分の面積が小さく、うが妥当だろう。また、後者の場合で

ある防火対象物が「複合用途」であるか、単一の用途であるかにより、後で述べるように消防法上の取扱いに大きな違いがあるので、その判定については明確な基準が示されている（消令第1条の2第2項および昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」）。

く、かつ建築物全体に占める比率が非常に小さければ、やはり「複合用途防火対象物」とは呼びにくいものも多いに違いない。



防火対象物の用途

#### 主たる用途部分に「機能的従属」していると認められる従属的用途部分

主たる用途	機能的従属用途	主たる用途	機能的従属用途
(1)項イ 劇場等	専用駐車場・売店・食堂・喫茶室	(6)項八 幼稚園等	食堂
(1)項ロ 公会堂等	食堂・喫茶室・専用駐車場・図書室・展示室	(7)項 学校	食堂・売店
(2)項イ キャバレー等	託児室・専用駐車場	(8)項 図書館等	食堂・売店
(2)項ロ 遊技場等	売店・食堂・喫茶室・専用駐車場	(9)項イ サウナ等	食堂・売店・専用駐車場
(3)項イ 待合等	結婚式場・専用駐車場	(9)項ロ 公衆浴場	専用駐車場
(3)項ロ 飲食店	結婚式場・専用駐車場	(10)項 駅等	売店・食堂・旅行案内所
(4)項 店舗または展示場	催物場・写真室・遊技場・結婚式場・専用駐車場・美容室・理容室・診療室・集会室	(11)項 神社等	宴会場・厨房・結婚式場・専用駐車場
(5)項イ ホテル等	宴会場・娯楽室・結婚式場・バー・ビアガーデン・両替所・旅行代理店・専用駐車場・美容室・理容室・売店	(12)項イ 工場等	売店・食堂・専用駐車場・託児所
(5)項ロ 共同住宅等	売店・専用駐車場	(12)項ロ 映画スタジオ等	売店・食堂・専用駐車場
(6)項イ 病院等	食堂・売店・専用駐車場	(13)項イ 駐車場等	売店・食堂
(6)項ロ 福祉施設等	売店	(13)項ロ 格納庫	専用駐車場
		(14)項 倉庫	売店・食堂・専用駐車場
		(15)項 事務所等	売店・食堂・専用駐車場・診療室

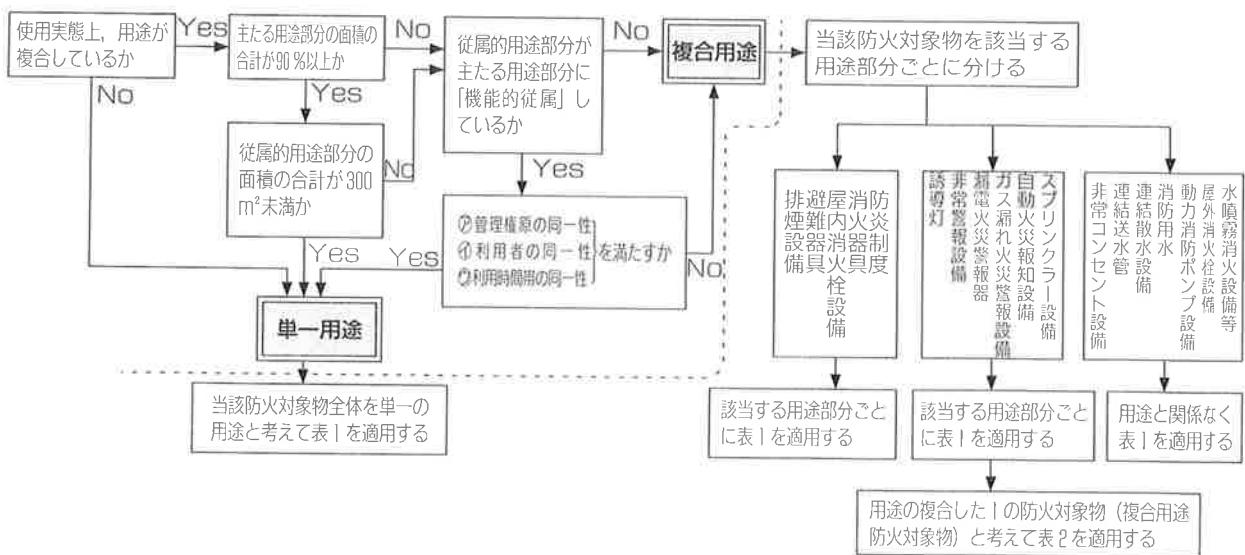


図1 複合用途防火対象物の見分け方および該当する消防用設備等規制

これによれば、防火対象物のなかにある用途部分が、その管理権原、利用形態その他の状況から見て他の用途部分の「従属性」な部分を構成すると認められる場合、当該用途部分は他の用途部分（主たる用途部分）に含まれる、としている。

そして、この「従属性的な部分を構成する場合」を以下の二つの場合であるとしている。

① ホテルにおけるバーや宴会場のように、主たる用途（この場合「ホテル」（5項イ））に機能的に従属性している場合で、次の3条件を満たすもの

(ア) 管理権原の同一性

(イ) 利用者の同一性

(ウ) 利用時間帯の同一性

② 主たる用途部分が全体の90%以上で、かつ、それ以外の用途部分の面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの

つまり、ひとつの防火対象物のなかに二つ以上の用途部分がある場合には、それらが互いに前記①または②の条件を満たせば「主たる用途」にかかる単一用途の防火対象物として取り扱われ、満たさ

なければ、その防火対象物は「複合用途防火対象物」として取り扱われることとなるのである（図1）。

### 複合用途防火対象物に対する消防法の考え方

防火対象物に対する消防法の規制の基本は、まず、当該防火対象物の用途が何であるかを決定することである。それが单一用途であれば、該当する用途にかかる規制（防災管理制度、防災規制、消防用設備規制）の対象となり、それが「複合用途防火対象物」とされれば、「それぞれの用途部分を、それぞれ独立した防火対象物とみなして規制する」のである（図1、表1）。防火対象物の用途と関係なく、高さや敷地全体の面積などの要素により規制される場合もある。

この考え方は、消防用設備規制（消令第9条）でも、防炎規制（消令第4条の3第2項）でも同様であり、複合用途防火対象物についての消防法の基本理念であるといつてもよい。

このような考え方は、各複合用途防火対象物の構成用途の特性に応じた防火安全対策が可能になる反面、

- ①消防用設備等の設置が虫食い的になる恐れがあること
- ②同規模の単一用途の防火対象物に比べて、消防用設備等の設置規制が緩和側になりがちであること等の問題点もある。

このため、消防用設備等のうちスプリンクラー設備、自動火災報知設備、警報設備など、当該防火対象物全体で一体的にシステムを組まなければならないものは、できるだけ虫食い的なシステムにならないよう、特に「特定複合用途防火対象物」(16項イ)については、用途の複合したひとつの中防対象物としても規制されており、事実上虫食い的なシステムになることを避けるとともに、防火安全上問題の多い雑居ビルの消防用設備規制が緩和されてしまうことを防いでいるのである(表1)。

図2は、同じような規模・用途のビルであっても、複合用途防火対象物と判定される場合と、単一用途の防火対象物と判定される場合とでは、必要とされる消

### 单一用途と複合用途の違い

表1 防火対象物の用途と消防法による規制対象(雑居ビルに関係の深いもののみ) 表2 複合用途防火対象物として規制される場合の規制対象

	複合該当する場合	(1)項		(2)項		(3)項		(4)項	(5)項		(15)項			
		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		イ	ロ				
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	待合等	飲食店	店舗または展示場	ホテル等	共同住宅等	事務所等			
单一用途防火対象物の場合	防炎規制	面積に関係なく全部規制対象となる		—		—			(16)項					
	消火器具	全部	150m <sup>2</sup> 以上	全部	150m <sup>2</sup> 以上		300m <sup>2</sup> 以上		イ					
	*1屋内消火栓設備	500m <sup>2</sup> 以上		700m <sup>2</sup> 以上		1,000m <sup>2</sup> 以上			口					
	避難器具	階の収容人員50人以上		階の収容人員30人以上		階の収容人員150人以上			特定複合用途防火対象物		その他の複合用途防火対象物			
複部防火用と対象物との規制が該当する場合	排煙設備	舞台部の床面積200m <sup>2</sup> 以上	地階または無窓階の床面積1,000m <sup>2</sup> 以上		—	—	地階または無窓階1,000m <sup>2</sup> 以上	—	—	—				
	スプリンクラー設備	6,000m <sup>2</sup> 以上		—		—			特定用途部分の床面積3,000m <sup>2</sup> 以上		—			
	自動火災報知設備	300m <sup>2</sup> 以上		500m <sup>2</sup> 以上		1,000m <sup>2</sup> 以上			500m <sup>2</sup> 以上かつ特定用途部分の床面積300m <sup>2</sup> 以上		—			
	ガス漏れ火災警報設備	地階の床面積1,000m <sup>2</sup> 以上		—		—			1,000m <sup>2</sup> 以上かつ特定用途部分の床面積500m <sup>2</sup> 以上		—			
	漏電火災警報器*2	300m <sup>2</sup> 以上		150m <sup>2</sup> 以上		1,000m <sup>2</sup> 以上			500m <sup>2</sup> 以上かつ特定用途部分の床面積300m <sup>2</sup> 以上		—			
	非常警報設備	収容人員50人以上		20人以上		50人以上			50人以上		50人以上			
	非常ベル等	収容人員300人以上		800人以上		—			500人以上		—			
	放送設備	全部		—		—			全部		—			
用規途制にさ 関係な るもの	避難口	全部		—		—			全部		—			
	通路	全部	—	—	全部		—		—					
	水噴霧消火設備等	駐車の用に供される部分・発電機室・ボイラー室・通信機器室等、特殊な消火設備が必要な部分の面積等による(詳細略)		—		—			(注) 特定複合用途防火対象物: 令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項および(9)項イの用途が含まれる複合用途防火対象物					
	屋外消火栓設備	1階および2階の床面積の合計が耐火建築物の場合9,000m <sup>2</sup> 以上、簡易耐火建築物の場合6,000m <sup>2</sup> 以上、その他3,000m <sup>2</sup> 以上		—		—			—					
	消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上かつ1階および2階の床面積の合計が耐火15,000m <sup>2</sup> 以上、簡易耐火10,000m <sup>2</sup> 以上、その他5,000m <sup>2</sup> 以上		—		—			—					
	連結散水設備	地階の床面積の合計が700m <sup>2</sup> 以上		—		—			—					
	連結送水管	地上7階以上または地上5階以上で床面積6,000m <sup>2</sup> 以上		—		—			—					
	非常コンセント設備	地上11階以上		—		—			—					

\*1 屋内消火栓設備の規制面積は、耐火造または準耐火造で内装制限されている場合2倍、耐火造で内装制限されている場合3倍を乗じた数字となる。  
\*2 漏電火災警報器は、ラスマルタル造の建物についてのみの規制である。

(注) この表に表したもの、地階、無窓階、高層(11階以上)の場合、危険物品を取り扱う場合等は、別の規定が定められているので注意を要する。

防用設備等にかなり大きな相違が出てくることを示したものである。

図2の例Aは、延べ面積3,280m<sup>2</sup>の飲食店を中心とするビル（飲食店部分300m<sup>2</sup>）で、他に事務所部分80m<sup>2</sup>と物販店舗部分200m<sup>2</sup>を含んでいる。この

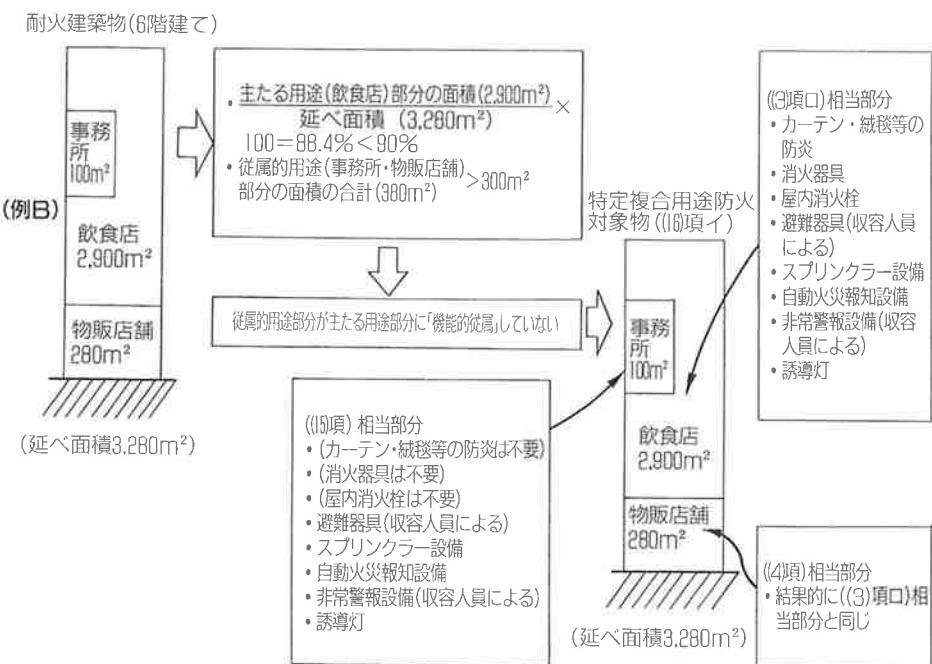
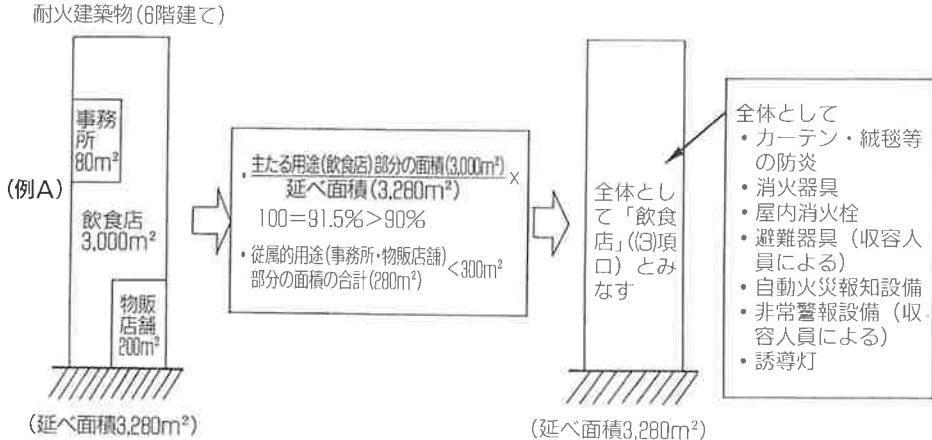


図2 複合用途と単一用途の消防用設備等の規制の違いの例

ビルは、主たる用途の面積が全体の90%の合計も300m<sup>2</sup>未満であるので、図1のフローチャートにより、ビル全体として「飲食店」(3項口)と判定される。この結果、事務所部分や物販店舗部分も

「(3)項口」とみなされて消防法が適用されるのである。

一方、例Bは同様なビルであるが、事務所部分と物販店舗部分の面積の合計が380m<sup>2</sup>であり、図1のフローチャートにより「複合用途防火対象物」(16)項イと判定される。

この場合は、事務所部分は100m<sup>2</sup>の「(15)項」として、飲食店部分は2900m<sup>2</sup>の「(3)項口」として、また物販店舗部分は240m<sup>2</sup>の「(4)項」として表1が適用されることになる。

この結果、事務所部分のように防炎規定が適用されず、消火器具、屋内消火栓設備も不要になるなど緩和される部分もあるが、全体として表2が適用されるため、スプリンクラー設備が必要になるなど、規制が厳しくなる場合も出てくる。スプリンクラー設備が必要となるか否かは、建築コストの総額に大きな影響があるので、図2のような雑居ビルの場合、用途をやり繰りして何とか例Aと定されるようにしようとする設計者も多いようであるが、あまり好ましいこととはいえない。